

議員提出第28号議案

神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例の件

神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定する。

令和3年11月29日提出

提出者 神戸市会議員全員

神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和
31年10月条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及
び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線
又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）
については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改
正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第6条 [略] 2 期末手当の額は、それぞれその基 準日現在における第2条に規定する 議員報酬の額（基準日以前6箇月の 期間において同条に掲げる職の間に 異動のあつたときは、異動前及び異 動後のそれぞれの在職期間に応じて 規則で定める額。以下この項におい	第6条 [略] 2 期末手当の額は、それぞれその基 準日現在における第2条に規定する 議員報酬の額（基準日以前6箇月の 期間において同条に掲げる職の間に 異動のあつたときは、異動前及び異 動後のそれぞれの在職期間に応じて 規則で定める額。以下この項におい

て同じ。)及びその議員報酬の額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月1日を基準日として支給する場合においては100分の220、12月1日を基準日として支給する場合においては100分の205を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその議員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3～5 [略]

て同じ。)及びその議員報酬の額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月1日を基準日として支給する場合においては100分の220、12月1日を基準日として支給する場合においては100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその議員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3～5 [略]

第2条 神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後	第2条による改正前
<p>第6条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在における第2条に規定する議員報酬の額(基準日以前6箇月の期間において同条に掲げる職の間に</p>	<p>第6条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在における第2条に規定する議員報酬の額(基準日以前6箇月の期間において同条に掲げる職の間に</p>

異動のあつたときは、異動前及び異動後のそれぞれの在職期間に応じて規則で定める額。以下この項において同じ。)及びその議員報酬の額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月1日を基準日として支給する場合においては100分の212.5、12月1日を基準日として支給する場合においては100分の212.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその議員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3～5 [略]

異動のあつたときは、異動前及び異動後のそれぞれの在職期間に応じて規則で定める額。以下この項において同じ。)及びその議員報酬の額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月1日を基準日として支給する場合においては100分の220、12月1日を基準日として支給する場合においては100分の205を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその議員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3～5 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

理 由

本市市会議員の期末手当の改定を行うに当たり、条例を改正する必要があるため。